

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

要保護児童等に関する関係機関との情報共有のためのシステム構築等に関する調査研究事業

株式会社 野村総合研究所

わが国では、児童相談所への虐待相談対応件数が一貫して増加しているほか、痛ましい事件も後を絶たない深刻な状況となっている。

このような状況を踏まえ、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援を強化していくことが必要であり、対応に当たって必要となる情報を速やかに把握することや、関係機関間における情報共有を徹底し、適切な支援につなげていくことが重要である。そのため、政府は「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する」ことを方針として掲げた。

この方針を受けて、当社では平成30年度・令和元年度と子ども・子育て支援推進調査研究事業においてシステム開発に向けた仕様書を策定し、令和2年度には情報共有の基盤となるルール・記載標準の整理を実施した。これらの調査結果の結果、本年度からは要保護児童等に関する関係機関との情報共有システムの供与が開始し、現在全国すべての児童相談所及び一部の市町村が本システムを利用している。

このような状況から、本調査研究ではこれまでの調査結果を踏まえながら、ICTを活用し、市町村及び児童相談所が要保護児童対策地域協議会等における関係機関と、より効率的に支援の対象となる要保護児童等の情報を共有する仕組みとして、本システムの機能拡張について検討し、児童虐待防止対策の強化を図るための調査研究を実施した。

まず、本システムを用いて市町村及び児童相談所が児童虐待に係る関係機関と情報連携を行うことを想定し、システムとしてどのような機能を備えるべきか、5つの論点を設定し検討を行った。あわせて、全国82の自治体（政令指定都市・中核市）及び全国225の児童相談所を対象に、本システム上で共有されるべき情報及び共有される対象となる関係機関を定めるために、要保護児童対策協議会で共有されている情報及び要保護児童対策協議会に参加している関係機関を把握することを目的としてアンケート調査を実施した。アンケートの結果、すべての市町村が要保護児童対策地域協議会で関係機関に対して共有している情報はなく、関係機関に共有される情報は市町村ごとに判断が異なることが読み取れた。また、関係機関と電子媒体で情報共有を行っている市町村及び児童相談所はそれぞれ20%程度と少なく、市町村及び児童相談所での情報管理は紙媒体が主流であることが読み取れた。これらから、本システムを用いた関係機関との情報連携を実現するためには、現在児童相談所及び市区町村で運用されているシステムの更なる活用促進や関係機関との情報連携の有用性をより理解するための施策が必要であることが判明した。

最終的には、本システムを活用して関係機関との情報共有を行うために、関係機関と情報共有を行う項目や関係機関がシステムを利用する際の手順等について整理を行った上で、関係機関と情報共有を行う際に必要となる新たなシステム像とその考え方を報告書にとりまとめ、厚生労働省に報告した。